

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	沼津市子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和6年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法を受け、沼津市が子育て支援を実施するにあたり、要件を満たした小学校就学前子どもの保護者に対し、特定教育・保育、特別利用保育、特例地域型保育又は特例保育の利用に対しては子どものための教育・保育給付、また、幼稚園(特定教育・保育施設を除く)、認可外保育施設、預かり保育の利用に対しては子育てのための施設等利用給付を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書や届け出書に関する事務 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料及び副食費免除算定に必要な各種情報の照会 ⑤保育料及び副食費免除算定・収納・滞納整理業務
③システムの名称	子ども子育て支援システム・中間サーバ・統合宛名システム・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
施設型給付費・地域型保育給付費・子育てのための施設等利用給付費支給認定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来創造課
②所属長の役職名	こども未来創造課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 こども未来創造課 電話055-934-4826

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	濱村 信之	新井 寿明	事後	
平成28年4月1日	請求先	市民相談センター 電話055-934-4703	総務課 電話055-934-4712	事後	
平成28年4月1日	連絡先	電話055-934-4842	電話055-934-4826	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	新井 寿明	山本 貴史	事後	
平成30年3月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	子ども子育て支援システム・中間サーバ・統合宛名システム	子ども子育て支援システム・中間サーバ・統合宛名システム・電子申請システム	事前	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	山本 貴史	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和2年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		令和元年10月1日に制度開始となった幼児教育・保育の無償化制度にかかる文言の追加	事後	
令和2年4月1日	2 特定個人情報ファイル名	施設型給付費・地域型保育給付費支給認定ファイル	施設型給付費・地域型保育給付費・子育てのための施設等利用給付費支給認定ファイル	事後	
令和3年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	沼津市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	沼津市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年4月1日	関連情報 個人番号の利用	番号法第9号第1項	番号法第9条第1項	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数	500人以上 令和2年4月1日時点	500人未満 令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和6年5月17日	評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①子育て支援課 ②子育て支援課長	①こども未来創造課 ②こども未来創造課長	事後	
令和6年5月17日	連絡先	子育て支援課	こども未来創造課	事後	
令和6年5月17日	しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	